

令和5年度第1回南関町農業委員会会議録

令和5年4月10日(月)
午後1時30分開会
南関町役場 庁議室

一、開会宣言

二、議事日程

1. 開 会

2. 農業委員会憲章朗読

4番 猿 渡 徳 幸 君

3. 会長挨拶

4. 議事録署名人の指名

9番 城 戸 英 次 君

1番 平 山 竜 代 君

5. 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 非農地判断について

議案第3号 法令遵守の申し合わせについて

議案第4号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議案第5号 南関町農作業等標準労働賃金について

報告第1号 合意解約について

6. 閉 会

三、出席委員は次のとおりである。(11名)

会長 井上 繁 孝 君

1番 平 山 竜 代 君

3番 大 里 義 明 君

5番 片 山 弘 美 君

7番 末 竹 信 雄 君

9番 城 戸 英 次 君

副会長 打越 辰 美 君

2番 原 口 隆 治 君

4番 猿 渡 徳 幸 君

6番 福 山 正 英 君

8番 山 口 勲 君

四、欠席委員は次のとおりである。(0名)

五、本会議に職務のため出席した者の職氏名（3名）

事務局長 田口 明 君

書記 齋田 士郎 君

書記 古澤 平 君

令和5年度第1回南関町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

1. 開 会

○副会長（打越 辰美君） 起立。定刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回の南関町農業委員会総会を開催いたします。礼。

○事務局長（田口 明君） 本日は、委員の皆様全員ご出席でありますので、総会が成立することをご報告いたします。

-----○-----

2. 農業委員会憲章朗読

○事務局長（田口 明君） それでは、農業委員会憲章朗読を4番、猿渡委員さん、よろしく願いいたします。

○4番（猿渡 徳幸君） （農業委員会憲章は省略）

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、総会開催にあたり、会長挨拶をお願いいたします。

-----○-----

3. 会長挨拶

○会長（井上 繁孝君） それでは、皆さん改めましてこんにちは。

本日は、令和5年度第1回の南関町農業委員会総会を開催しましたところ、本当に年度始めて皆様方には大変お忙しい中にですね、今日は全員出席していただきまして、ありがとうございます。

今日はですね、議案といたしまして、1号議案から5号議案まで、また、報告を1件出ておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○事務局長（田口 明君） ありがとうございます。

それでは、南関町農業委員会会議規則第4条により、以降の議事の進行は井上会長をお願いいたします。

なお、発言しようとする委員は、議長の許可を受けなければならないとなっております。また、携帯電話につきましては、音が鳴らないように対応をお願いいたします。

それでは井上会長、よろしく願いいたします。

-----○-----

4. 議事録署名人の指名

○議長（井上 繁孝君） それでは、これより議事に入ります。議事録署名人を指名い

たします。今回は議事録署名人として9番、城戸委員、1番、平山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、事務局が行う議案説明は、事前に配付している議案説明書に代えることで、議事を円滑に進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

5. 議 事

○議長（井上 繁孝君） それでは、議案審議に入ります。

議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題いたします。

案件は、8件16筆です。

それでは、本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

5番、片山委員、申請番号2番、6番、7番、8番をお願いいたします。

○5番（片山 弘美君） この申請番号2番からいきます。4月の3日に事務局の方と推進委員さん、私と現地を見に行きました。隣の栗畑が本人さんのですね、右側にあるのが広いところをご本人さんの土地で、その横の隣の土地を地主さんですかね、もう崖っぷちでもあるし、これを買ってくださいと言われたんだと思いますけれど、土地的にはへんちくりんな土地ですけど、これを本人さんも承諾されて、このたび購入されることになりました。管理もですね、栗山としてはとてもよくしてあるので、そこも栗を植えられるとのことでしたので、何も差し支えないと思いました。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

続けていいですか。では次にですね、私のは6番になっているんですよ、申請番号6番のほうをお願いします。こちらの地図を見ていただければわかるんですけど、現在栗山ですね、この栗山をですね、以前につくられている方がもう購入されるとのことでしたので、筆的にはですね、3カ所ここにあるんですよ。この分はきれいに整備してありましたので、これからもまた従事してされると思いますので、よろしいと思って、こちら私たち推進委員とまた事務局、その日にですね、4月の3日に見てきましたが、別段問題はないと思って、ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

これが6番だったんですけど、またその隣がですね、その栗山を隣接しているんですけど、7番に今度いきますけれど、審議ですね、よろしくお願いいたします。ここも栗山でした。ずっと隣接しているのでその3枚と4枚ということですね、まとめてこの山鹿の方ですけど、栗農家の方だそうですので、きれいに整備をそこもしてありました。何も問題ないと思っております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

じゃあこの6番、7番済みましたけれど8番までいったほうがいいですか。

8番は次のページのですね、2面ですね、こちらがですね、畑ですね。こちらも同じ方が、栗農家の方が、ここは適切だろうということで購入されるようになりました。現時点ではですね、何もない畑ですけど、とても日当たりよくて、栗を植えるのにはちょうどいいなあということ、あの山奥でですね、別段隣にも何も迷惑をかけることはないみたいなので、こちらもよしと思ひ提出をしております。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、1番、平山委員、申請番号3番、4番の説明をお願ひいたします。

○1番（平山 竜代君） 4月3日の日に事務局の方と推進委員の方とで現地の立ち合いに行つてまいりました。1番の415及び416番の所有の武藤さんが、527番、528-1、893-1、所有の鈴木さんと農地の交換をされるということで。どちらの田んぼも手入れをされていて、別に問題ないものと思われました。

審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（井上 繁孝君） 今度は8番山口委員、申請番号5番をお願ひします。

○8番（山口 勲君） 申請番号5番、売買ですけど、住所がですね、筑紫野の遠かところになつてきますけど、実家のところに親父が亡くなってからはですね、ほとんど週に2回ぐらい来て、ずっとほかのところも手入れして、ここも最初はですね、親父さんのときからずっと小作をしとられたんですよ。それをですね、今度購入ということで、今月の3日にですね、小原の推進委員と私と事務局の4名で確認して、特段問題はあるようには感じませんでした。よろしくお願ひします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

続きまして、3番、大里委員、申請番号13番。

○3番（大里 義明君） 申請番号13番ですね、4月3日に事務局、推進委員同行で現地の確認をいたしております。見るまでは結構荒れているんじゃないかなと思つておつたんですけども、意外と手入れのほうをされておまして、名義移転については問題等ないものと判断をいたしました。

ご審議をお願ひいたします。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第2号、「非農地判断について」を議題といたします。

案件は1件1筆です。

本案について、現地調査に出向されました農業委員より説明をお願いいたします。

3番、大里委員、申請番号1番。

○3番(大里 義明君) 非農地申請についてご説明いたします。

4月3日に事務局、推進委員同行で現地のほうを確認いたしております。もう既にですね、荒れておまして、林野化しておりました。現地の下のほうまで行くのにも非常に困難な場所でしたので、これはやむを得ないものかと思っております。

ご審議のほうをよろしくお願いいたします。

○議長(井上 繁孝君) ありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。ありませんか。

(なしの声)

○議長(井上 繁孝君) ないようでございますので、採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第3号、「法令遵守の申し合わせについて」を議題といたします。

申し合わせ事項の朗読について、打越副会長よりお願いいたします。

○副会長(打越 辰美君) では私のほうからですね、農業委員会の法令遵守の申し合わせを朗読いたします。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適正に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。以上です。

○議長(井上 繁孝君) ありがとうございます。

皆さんからご意見、ご質問はありますか。ありませんか。

(なしの声)

○議長(井上 繁孝君) ないようでございますので、採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(井上 繁孝君) 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号、「令和5年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。

事務局より内容の説明をお願いいたします。

○書記(齋田 士郎君) 事務局より説明を申し上げます。

令和5年度最適化活動の目標設定ということで、平成28年の農業委員会法改正に伴い、最適化推進委員活動というのが必須業務となっております。その中で、令和5年度、今年度の目標設定をし、それを公表することが今、義務づけられているところから、目標のほうを設定させていただいております。

1、農業委員会の現在の体制ですね、農業委員11名、推進委員11名、担当地区が全部で23地区です。

2、農家、農地の概要です。経営体、農業者数等につきましては、農林業センサスの数字となっております。その下の耕地面積になります。これに関しては、耕地及び作付面積統計に基づいて数字を記入、目標設定させていただいております。

ページをおめくりください。最適化活動の目標ということで、まず農地の集積となっております。管内の農林業センサス上の農地面積につきまして、1,420ha、現在、集積率は25.69%となっております。国からのガイドラインで示されているのが、令和11年度に集積率80%を目指すということで、ガイドラインが上位法にありますので、それに基づいて集積面積を本年度の目標として110haを目標と設定しております。

遊休農地の解消についてです。これに関しては、令和3年度、皆さんが委員になれる前の前委員さんが農地パトロールを行った結果、遊休農地と判断されたのが160haありました。これに関して5年間ですべてを解消するという国からのガイドラインがありますので、それに基づいて32haの目標値を入れております。新規に発生した遊休農地に関しましては、103haありますが、原則として年度内に解消するという目標を立てるようにとのことでしたので、目標値としましては、今年度解消するということで、面積を103ha計上させてもらっています。

1ページをおめくりください。新規参入の促進ということで、直近3年間の新規参入者の面積に関して今回計上させてもらっています。令和2年度はどなたも新規参入はおられませんでした。令和3年度は1名ですね。令和4年度は2名、基本的

に新規参入、1年間に1名ずつ本町におきましては新規参入を進めるということで計画を立てております。

農地権利移動等の目標面積につきましては、直近3年の平均値の10%ということで、1.7haを計上するようにとガイドライン上の数字を書かせていただいております。

続きまして、最適化活動の目標についてなんですが、昨年度皆さんに活動記録簿を書いていただいております。全部平均しまして、皆さんが書いていただいた数字をすべて合計して平均値を出したところ、1人当たり14.22日が活動していただいている、活動記録簿をご提出いただいている数字となっております。目標としましては、それを切り上げて計上しなさいとの指示がありましたので、今回は15日を計上させていただきます。

次に、活動強化月間の設定目標についてです。本農業委員会におきましては、7月、8月、9月、3カ月間で農地パトロールを実施していただいております。それを活動強化月間としてですね、月ごとに分けて3回というふうに計上させていただきます。

次に、新規参入相談会への目標についてです。これに関しては、次世代の事業だったり、経営発展支援事業で農業委員さんのほうが、新たに新規就農された方の圃場に行って現地でアドバイスをされる機会がありますので、それが8月、10月、2月ということで、それを今回目標として計画をあげさせてもらっています。

令和5年度の最適化推進委員に関する目標については以上となります。

○議長（井上 繁孝君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。よろしいですか、ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） ないようでございますので、採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第5号、「南関町農作業等標準労働賃金について」を議題いたします。

本案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

はい、9番委員。

○9番（城戸 英次君） 去年と比べて変わったところはあるのでしょうか。

○議長（井上 繁孝君） 事務局。

○書記（齋田 士郎君） 変更点をご説明をさせていただきます。

まず変更点につきまして、一般作業、1日当たりの価格が変更となっております。理由としましては、熊本県の最低賃金、1時間当たりの時給ですね、令和4年10月1日に改正になっておりますので、それに基づいて金額の変更を行っております。

乾燥、糶摺り一連、糶摺りに関してが、農協の糶摺り部会さんのほうに確認を取りまして、昨年9月に改定されている金額、単価にあわせたところで変更を行っております。

ちなみに、近隣市町村、和水町、玉東町、長洲町の担当事務局にも確認を取っておりますが、それ以外の大幅な変更は今回はしないということでお話を聞いております。以上です。

○議長（井上 繁孝君） よございますか。ほかにございせんか。

6番委員。

○6番（福山 正英君） 作業補助金のところなんですけれども、一部確定申告とかのときに会計事務所さん等から、作業代の中のこの作業料金は消費税は込みですかという話になって、今のところ込みでなっているみたいですねということで、現状、依頼をされる方々にとっては安いほうが多分いいんでしょうけど、燃料高騰であったりとか、今、機械高騰であったりとか、昨年もちよっと私のところじゃなくてほかのところ、実際にその条件は町の基準よりも高くもらっているよというところもお話を聞いたりしているんですけれども、会計事務所のほうから、ちよっと私が言ったのは消費税、一番目の一般作業の賃金となるとあれでしょうけど、機械の作業料金とかに関しては消費税は別でもらわないと、作業者のほうが要はうちで負担するような形になってしまうので、そこはどうか検討され、町のほうとかのあれもあるでしょうけど、検討するほうがいいんじゃないですかというご指摘とかですかね、お話をいただいたので、それはほかの市町村との関連もあるので、どうなのかなというのものもあるんですけれども、要はほかの部分、農家さんの部分になると農作物も今いろんなものが値上がりしているんですけれども、作物に関しても上乘せするわけでもないし、作業料金等もほとんど変わらないということで、今後検討課題とかですかね、そこらへんも他の市町村との兼ね合いもあると思うので、この賃金表の中にも税込みとか税抜きとかという表記がないので、中には「税込みですか」で聞かれるお客さんもいらっしゃるし、「税抜きですか」と言われる方もいらっしゃるの、そこらへんをまた検討していただけたらと思います。以上です。

○議長（井上 繁孝君） 事務局さん、これは大体税込みの価格だと思いますけど、事務局のほうからお願いします。

○事務局長（田口 明君） 今のご質問なんですけど、一応南関町で今までこういった形を出しているんですけど、全部税込み価格で以前から出しているんですけど、今回ですね、町民の皆様、農家の方々がちょっと税込みなのかなんなのかわからないのであればですね、ちょっとそういう表記を今回やりたいと思います。税込みですよという表記をですね。それで広報なり公表していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井上 繁孝君） ということで、この金額で良いのか悪いのか、判断していただきたいと思いますので、ここは審議する場所ですので、一応これで提案はしておりますけど、以前は審議する場があったと思います。この農業委員会にあげる前ですね。ここで今、提案しておりますけれども、何か今、6番委員から言われたように、燃料費等の高騰、また機械の高騰等もありましてですね、変更するところがあれば協議してですね、今年度はこのままでいいですかね、それを税込みなら税込みで表示するだけで。

ほかにございませんか。受託される方と頼む方ですね、意見はいろいろあると思いますけれども。ほかにございませんね。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 6番委員、それでいいですか。

○6番（福山 正英君） はい。

○議長（井上 繁孝君） それでは、ないようでございますので、採決いたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり決定いたします。続きまして、報告第1号、「合意解約について」を議題といたします。

本件については、報告内容を配付済みですので、これで終了させていただきます。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（井上 繁孝君） それでは、本日の議案はすべて終了いたしました。本日の議決事件等の字句の整理を議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（なしの声）

○議長（井上 繁孝君） 異議なしと認め、処理することにいたします。

皆様には、慎重審議いただきましてありがとうございました。これをもちまして、議長の席を降りさせていただきます。

○事務局長（田口 明君） 井上会長、ありがとうございました。

それでは、閉会を副会長、お願いいたします。

○副会長（打越 辰美君） 起立。これもちまして、令和5年度第1回南関町農業委員会総会を閉会いたします。礼。

-----○-----

閉会 午後1時58分

本案は顛末相違ないことを認め、ここに署名します。

南関町農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人